



冬を快適に過ごすために除排雪作業にご協力を！

今年も雪の季節がやってきます。

市では今冬の除排雪を計画し、市民生活の安全が図られるよう努めてまいりますので、市民の皆さまのご理解とご協力をお願いします。

除排雪業務

市では幹線道路・生活道路等(国道・県道を除く)の除雪延長約384kmを直営除雪と民間委託により行います。除排雪業務の実施期間は12月1日から3月31日までとしますが、期間の前後であっても、降雪状況により除排雪を実施します。

除排雪体制

- つがる市の除排雪の体制は、全区域を統括する本部をつがる市建設部土木課に設置いたします。
- 除雪パトロールは市内を巡回し、雪の状況を随時的確に判断し、効果的な除排雪が実施出来るようにします。

円滑な除排雪作業のためにご協力をお願いします

深夜作業にご理解をお願いします

朝の通勤・通学経路、歩行者の安全確保や作業効率などの理由から、除排雪作業は深夜・早朝行います。

路上駐車はやめましょう

路上駐車は除雪作業の妨げとなり、地域全体に迷惑がかかりますのでやめてください。また、事故などでやむを得ず路上に駐車する場合は、目印に赤旗を立ててください。

道路に雪を捨てないでください

除雪後に残る寄せ雪は各世帯で取り除くようにお願いいたします。同様に、各家庭の雪を道路に押し出すこともやめてください。

通行規制にご協力をお願いします

除雪および排雪作業を迅速かつ安全に進めるため、道路を一時通行止めにする場合があります。ご理解とご協力をお願いいたします。

除雪車が作業中の時は近寄らないようにしましょう

除雪車は重機械であり、前後10m位は死角となります。また、雪の中に混じっている碎石やガラスなどが飛び散る場合もありますので、30m以内に近寄らないようお願いいたします。

【問い合わせ先】

土木課 電話42-2111 (内線391・394)

融雪溝のご利用について

融雪溝は、路肩に堆積した雪の処理に大きな効果を発揮しますが、不規則な投雪など使い方を間違えると、水があふれたり思わぬ事故を引き起こす原因にもなります。

利用者自ら思いやり・ゆずりあい、心がけ、ルールやマナーを守って利用しましょう。

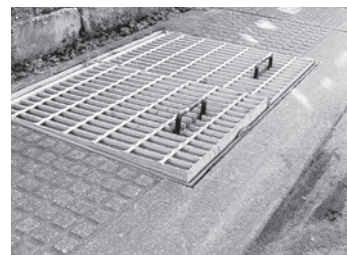
- 地区によりポンプの稼働時間が異なります。水が流れているのを確認して利用してください。
- 固くて大きなかたまりの雪は、細かく砕いてから捨てましょう。
- 投雪口を開けやすくするため板やビニールの袋などを挟むと、ふたが閉まりきらず、歩行者がつかず危険がありますのでやめましょう。
- 投雪中は歩行者や車両にも気をくばり、事故のないように十分注意しましょう。

過去に事故が発生しました

融雪溝のフタが閉まりきっていないため、歩行者が段差につまずき転倒してケガをするという事故が発生しました。このような事故を防ぐため、作業時以外は、投雪口の蓋を確実に閉め、開けっ放しにしないよう徹底してください。



板材を挟めるのは危険です



ふたと取っ手が上がって危険です

【問い合わせ先】 土木課 電話42-2111 (内線391・394)

退職後の住民税はどうなりますか？

住民税が毎月の給与から天引きされている方は、1年分の税額を「6月から翌年5月まで」の12回に分けて勤務先の事業所が納入（特別徴収）しています。この間に退職される場合、退職後の残りの住民税をまとめて、退職時の給与と退職金からの天引きにより納める制度にご理解くださるようお願いいたします。

【事業主の皆さまへ】

- ①従業員が退職などで住民税の特別徴収ができなくなる場合は、「異動届出書」の提出が必要です。
- ②翌年1月以降に退職する方の住民税について、残りの特別徴収税額があるときは、退職時の給与と退職金から天引きして納入すること（一括徴収）が義務づけられています。なお、12月以前に退職する方についても、同様に納入することができます。

【問い合わせ先】 つがる市税務課 電話42-2111（内線219）

西北地域県民局県税部 納税管理課 電話34-3141

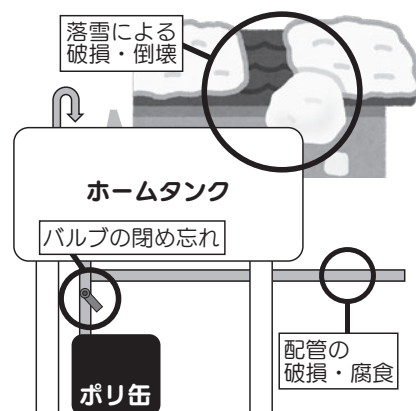
冬期間の油流出事故防止について

例年、家庭や事業所から灯油等が流れ出す事故が多発しています。油流出事故は、側溝や水路を通じ河川に流れ出ることもあり、地域全体に影響を及ぼします。

冬を迎え、灯油を扱う機会が多くなりますので、ホームタンクの状況等を確認しておきましょう。また、除雪作業時の破損事故に十分注意してください。

事故を起こした場合や発見した場合は、環境衛生課または最寄りの消防署等へご連絡ください。

【問い合わせ先】 環境衛生課 電話42-2111（内線284）



未支給年金の手続きはお済みですか？



未支給年金の請求について

年金を受けている方が亡くなったときにまだ受け取っていない年金や、亡くなった月分までの年金については、未支給年金としてその方と生計を同じくしていた遺族が請求して受け取ることができます。

未支給年金を請求できる方

亡くなった方と生計を同じくしていた遺族で、次の順位で請求できます。

1. 配偶者
2. 子
3. 父母
4. 孫
5. 祖父母
6. 兄弟姉妹
7. その他3親等以内の親族

未支給年金請求時に必要なもの

- ①死亡者の年金証書
- ②請求者の認め印
- ③請求者の預金通帳またはキャッシュカード
- ④請求者と死亡者の関係がわかる戸籍謄本
- ⑤請求者の世帯全員の住民票
- ⑥請求者の本人確認ができるもの（運転免許証、保険証など）
- ⑦請求者と死亡者の住所が異なる場合は、生計同一証明書

※請求者以外の方が窓口に来られる場合は、委任状が必要となります。

マイナンバーカード等をお持ちの方

請求者のマイナンバーカード（顔写真付き）を提示いただいた場合は、左の⑤と⑥を省略できます。

また、請求者の通知カード（顔写真なし）を提示いただいた場合は、⑤を省略できます。

【年金についての問い合わせ先】

弘前年金事務所 電話0172-27-1339

稲垣出張所 電話46-2111

つがる市市民課 電話42-2111（内線261・267）

車力出張所 電話56-2111

年金の請求など給付に関わる相談については、移動年金相談日をご利用ください。

移動年金相談日 日時 12月25日(水)、1月22日(水)、2月26日(水) 10時～15時

場所 市役所2階相談室 ※事前の予約が必要です。

予約先電話番号 0172-27-1339（弘前年金事務所お客様相談室）